

令和6年11月18日（月）
子ども家庭課 金子（内線 2661）
ダイヤルイン 087-832-3283

一時保護施設における個人情報の漏えいについて

1. 概要

子ども女性相談センターの一時保護施設において、本年11月14日（木）に、職員が、退所し帰宅する児童Aに誤って別の児童Bの薬袋（児童の氏名等が記載されたもの）を渡してしまったことにより、児童A及びその保護者に児童Bに係る個人情報漏えいしたことが判明しました。

2. 経緯等

（1）発覚の経緯

本年11月14日（木）夜に、帰宅した児童Aの保護者から、荷物の中に別の児童Bの薬袋が入っている旨の連絡がありました。

なお、持ち帰った児童Aが児童Bの薬を服用するといった事態にはなっていません。

（2）漏えいした個人情報

児童Bの氏名、服用する薬の名前、薬を処方した医療機関及び薬局の名称

（3）子ども女性相談センターの対応

子ども女性相談センター職員が翌11月15日（金）に、児童Bの保護者に経緯を説明して謝罪するとともに、児童Aの保護者にも謝罪し、薬袋を回収しました。

3. 原因

子ども女性相談センター職員が退所する児童Aの荷物を準備する際に、誤って児童Bの薬袋を荷物に入れてしまったものです。

4. 再発防止策

退所の際、児童の荷物のダブルチェックを徹底します。